

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年 7月 16日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都北区赤羽二丁目1番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 合同会社西友 代表社員 西友マートジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブ・ヘイス・テイリス					
主たる業種	総合スーパー	細分類番号	5	6	1	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	長期的な視野に立ち、地球環境の保全・地域社会の繁栄・より多くのお客様や従業員の健康と暮らしの向上等に寄与するため、サステナビリティを事業活動と一体を成す不可欠な活動として推進します。						
計画を推進するための体制	設備の改善は「ハイ・トップ」/「センター」本部施設部が主導し、日常のオペレーションは店長が中心に管理する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,658.9 トン	4,994.3 トン	3,974.8 トン	3,607.0 トン	-25.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,636.7 トン	4,994.3 トン	3,974.8 トン	3,607.0 トン	-25.6 パーセント	
実績に対する自己評価		下記(特記事項に記載)					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	総合スーパー	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積)	160.54	141.68	112.76	102.33	-25.92 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		下記(特記事項に記載)					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		60.0 トン	60.0 トン	90.0 トン	90.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	照明の効率運用の展開、老朽した空調設備の改善・更新。エネルギーマネジメントによる効率的な運用。					
	(24)年度	管路開引き、空調フィルター清掃。冷ケース温度の適正化。照明スイッチのオンオフ自動化。					
	(25)年度	継続的な省エネ対策の取組、空調フィルター清掃等のメンテナンスの強化、継続。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	既に社則により、自動車通勤は許可制になっている。					
上記の措置を実施した結果に対する自己評価							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	長期的な視野に立つて、地球環境の保全、地域社会の繁栄、より多くのお客様・従業員の健康と発展などに取組むために、サステナビリティの取組みを事業活動と一体を成す不可欠な活動として、全社をあげて推進しています。						
特記事項	継続的な省エネ対策に取組みエネルギーの削減に努めてきたが、これまでの削減においては過度な照明の開引や無理な空調温度設定がなされていたこともあり是正する必要がある。この是正により今後エネルギー量が増加するが更なる抑制措置により現状維持できるよう努めます。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。